

食安輸発第0531008号  
平成19年 5 月 3 1 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

ベルギー、インド及び中国産卵加工品の取扱いについて

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第206号）が本日公布され、セミカルバジド（SEM）については、食品において「不検出」とされる農薬等の分析対象から除外されたことから、平成15年6月27日付け食監発第0627001号及び平成16年4月12日付け食安輸発第0412003号の検査指導項目から SEM を除外することとしましたので、輸入者への周知方よろしくお願いします。